物価高騰への生活支援として水道の基本料金２か月分を無料にします

※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した水道料金の減免です。

対 象 者　官公庁以外で飯田市と給水契約のある使用者

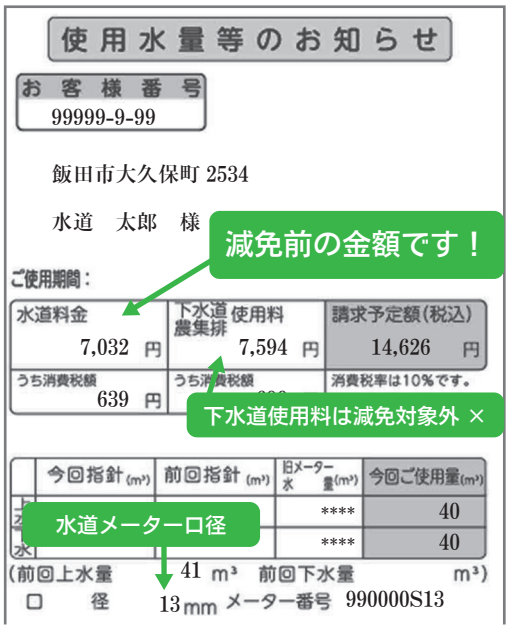
無料となる料金　検針１回（２か月分）の基本料金

※従量料金、**下水道使用料**や開栓手数料などは**減免の対象外**です

無料となる基本料金の額　水道メーター（量水器）の口径により異なります

メーター口径	基本料金（2か月分）
13mm	２，６４０円
20mm	３，４５４円
25mm	４，９２８円
40mm	１１，８５８円
50mm	１８，２６０円
75mm	４３，８６８円
100mm	７４，２５０円

※使用期間が２か月に満たない方は、その使用期間の基本料金額に応じて無料になります。



●検針の際に配布する「使用水量等のお知らせ」（検針票）の金額から基本料金を差し引いた金額を請求します。**手続きは不要です。**

● ２か月分の従量料金と下水道使用料等をあわせて請求いたします。
（減免の結果、請求金額が０円となった場合は、納入通知書が送付されません。）

減免時期と対象地区

●奇数月検針地区は令和８年11月検針分（12月請求分）から減免

松尾・下久堅知久平・竜丘・川路・立石・下瀬・久米・伊賀良（沢城除く）・鼎・上郷

●偶数月検針地区は令和８年12月検針分（令和９年１月請求分）から減免

橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・下久堅（知久平除く）・上久堅・千代・龍江
伊豆木・山本（久米除く）・伊賀良沢城地域・上村・南信濃

事業者の皆様へ　**＜適格返還請求書（返還インボイス）について＞**

減免金額が１万円以上（水道メーター口径40㎜以上）の方には、検針の翌月に適格返還請求書を郵送します。
水道メーター口径25㎜以下で、減免後の金額の適格請求書が必要な方は、お申し込みください。詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

基本料金減免の詳細は市ウェブサイトをご覧ください
https://www.city.iida.lg.jp　ID検索：134651

裏面の「水道料金改定のご案内」のお知らせもご覧ください

基本料金減免に関するお問い合わせ先
飯田市上下水道局　経営管理課　料金係
電話 0265-22-4511　内線 5253